

## 高等教育負担軽減制度に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、高等教育段階の教育負担軽減新制度（以下、「軽減制度」という。）に関係する事項を定め、学生の経済的負担を軽減することを目的とする。

### (支援対象学生)

第2条 軽減制度の対象学生（以下、「支援対象学生」という。）は、国が定めた基準の家計水準の学生であって、高い学習意欲をもち、在学中の学習状況が良好な者とする。

### (授業料の減免)

第3条 支援対象学生については、本学学則に定める授業料から、対象学生の家計水準に応じ国が定めた金額（以下「支援額」という。）を免除する。

2. 支援対象学生は、野又学園特別奨学生として授業料の免除を併せて受けることができる。
3. 支援対象学生は、すでに国からの支援を受けていることから、函館大学乙種奨学生には該当しない。

### (標準取得単位数)

第4条 軽減制度の実施において、1年次から3年次までの標準取得単位数は、年間32単位とする。

2. 前項の単位数には、学則第12条の2に定める単位（入学時の既修得単位）を含めず、学則第12条の3に定める単位（単位互換）を含める。
3. 第1項の単位数には、「教職課程に関する規則」に定める「教育の基礎的理解に関する科目等」を含める。

### (学年順位の計算)

第5条 軽減制度の実施において、学年に占める順位は当該年度5月1日時点の在學生を分母として計算する。

### (警告)

第6条 支援対象学生に対し、学生が以下のいずれかに該当する場合、当該学生に文書及び口頭にて軽減制度に関する資格の取り消しについての警告を行う。

- (1) 各学年末における1年間のGPAが当該学年中下位4分の1に属した場合
- (2) 各学年末における1年間の取得単位が20単位未満の場合

- (3) 各学年末における1年間の出席率が8割未満の場合

(資格の取り消し)

第7条 支援対象学生は、以下のいずれかに該当する場合は、支援対象学生の資格を失う。

- (1) 前条に定める警告を2年連続で受けたとき
- (2) 停学または退学の処分を受けたとき
- (3) 本学所定の条件に基づき原級留置となり、標準修業年限で卒業できないことが確定したとき
- (4) 各学年末における1年間の取得単位が16単位未満の場合
- (5) 各学年末における1年間の出席率が5割未満の場合

(取り消し後の本学独自の支援)

第8条 前条によって支援対象学生の資格を失った学生に対して、以下に掲げる本学独自の支援を行う。

- (1) 1・2年次連続警告で打ち切りの場合
  - ・3年次・4年次の支援額相当を本学から無利子貸与
  - ・3年次GPAが上位1/4に属する場合、4年次分の支援額相当を本学から給付。
- (2) 2・3年連続警告で打ち切りの場合
  - ・4年次の支援額相当を本学から無利子貸与
2. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、前項の本学独自支援の対象としない。
  - (1) 第7条第2号から第5号のいずれかに該当する場合
  - (2) 直近の1年間のGPAが全体の下位20分の1に属する場合

(資格の停止及び復帰)

第9条 本規程対象学生が学則及び関連規程等に則り休学した場合は、本学は復学まで軽減制度に関する資格を停止する。

2. 前項の学生が復学した場合、本学は軽減制度に関する資格を再度学生に与える。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

付則

1. この規程は2020年4月1日から施行する。